

○山梨県警察交通機動隊運営要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 2 2 日 〕
〔 例規甲（交機）第 1 9 7 号 〕

山梨県警察交通機動隊運営要領

第 1 目的

この要領は、交通部交通機動隊（以下「交機隊」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 任務

交機隊の隊員（以下「隊員」という。）は、交通取締用車を用いて次の任務に当たるものとする。

- (1) 交通の指導取締り
- (2) 交通整理及び交通規制
- (3) 交通事故・事件の初動活動
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、特に命ぜられた事項

第 3 警ら路線

交通部交通機動隊長（以下「隊長」という。）は、交通の状態、交通事故の発生状況等を勘案して警ら路線を定めるものとする。

第 4 勤務計画

隊長は、交機隊の効率的な運用を図るため、毎月 2 5 日までに翌月分の勤務計画を策定するものとする。

第 5 関係所属との連携

隊長は、交機隊の活動を効果的に行うため、関係所属長と密接な連携を図るものとする。

第 6 派遣の要請等

- 1 交機隊の派遣を必要とする所属長は、交通機動隊派遣要請書（別記様式）により、隊長を経由して警察本部長に要請するものとする。ただし、捜査支援に係る派遣の要請等は第 7 のとおりとする。
- 2 派遣を命ぜられた隊員は、派遣先の所属長の指揮を受け、当該任務を遂行するものとする。

第 7 捜査支援に係る派遣の派遣要請等

捜査支援に係る交機隊の派遣の要請及び決定、期間並びに派遣の解除については、山梨県警察捜査支援要領の制定について（令和 6 年 3 月 1 4 日付け、例規甲（務企）第 1 9 1 号）の各規定を準用するものとする。

第 8 勤務制

隊員の勤務は、毎日勤務制とする。ただし、隊長は、必要によりこれと異なる勤務方法を指定することができる。

(1) 勤務時間割

隊員の勤務時間割は、隊長が交通事故の発生状況等を勘案して別に指定するものとする。

(2) 勤務の種別

ア 隊員の勤務は、通常勤務及び特別勤務とする。

イ 通常勤務とは、次に掲げる勤務をいう。

(ア) 機動警らによる交通の指導取締り

(イ) 検問所その他の場所において行う自動車検問、交通整理及び交通取締り

(ウ) 交通事故及び交通事件の初動活動

(エ) 車両の整備、書類の作成、教養及び訓練

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、隊長が命ずる勤務

ウ 特別勤務とは、警衛、警護、警備実施、緊急配備等の勤務をいう。

第9 緊急活動

隊員は、緊急配備その他の手配を認知したときは、現場周辺、逃走方向の検索等の活動を行い、被疑者の発見及び検挙に努めるものとする。

第10 交通法令違反の取扱い

隊員は、交通法令違反事件を現認し、又は認知したときは、交通法令違反事件の処理について定めるところにより処理するものとする。ただし、被疑者を逮捕した事件については、必要な書類を作成し、証拠資料及び身柄とともに逮捕地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

第11 交通事故の取扱い

- 1 隊員は、人身交通事故の現場に臨場した場合は、被害者の救護、現場保存、参考人等の確保及び危険防止の措置を講じ、管轄警察署長に引き継ぐものとする。
- 2 隊員は、物件事故の現場に臨場した場合は、物件事故の処理について定めるところにより処理し、関係記録を管轄警察署長に引き継ぐものとする。ただし、次に掲げるものについては、現場保存、参考人等の確保及び危険防止の措置を講じた上で、引き継ぐものとする。
 - (1) 建造物損壊を伴う事故
 - (2) 大規模な事故
 - (3) 紛議のある事故
 - (4) 爆発物等の危険物の介在する事故

(5) その他重要特異事案

第 1 2 ひき逃げ事故等の取扱い

隊員は、ひき逃げ事故及びあて逃げ事故を発見し、又は認知した場合は、第 1 1 の取扱いに準じて措置するとともに、被疑車両の発見等所要の捜査を行うものとする。

第 1 3 刑事事件等の取扱い

隊員は、刑事事件等の現行犯人を逮捕し、又は一般人から引渡しを受けた場合は、必要書類を作成し、証拠資料及び身柄とともに逮捕地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

第 1 4 急訴事件等の取扱い

隊員は、急訴事件等の現場に臨場した場合は、必要な初動措置を講じた上で管轄警察署長に引き継ぐものとする。

第 1 5 幹部の配意

交機隊の幹部は、隊員の指導監督に当たっては、隊員の勤務能力、職務執行の適否、健康状態等を十分に把握し、随時これに適合した指導を行うとともに、常に心身が健全な状態で車両運転に従事できるよう配意するものとする。

第 1 6 教養及び訓練

隊長は、交機隊の任務を効率的に執行し、かつ、隊員の安全を確保するため、定期的に運転の技術、車両の整備、指導取締要領等の必要な知識及び技能について教養及び訓練を行うものとする。

第 1 7 点検

隊長は、毎月 1 回以上、隊員の通常点検並びに車両及び装備資器材の点検を行うものとする。

第 1 8 委任

この要領に定めるもののほか、交機隊の運営に関して必要な事項は、隊長が別に定める。